

## あいちトリエンナーレ芸術監督選考委員会開催要領

### (目的)

第1条 あいちトリエンナーレ実行委員会規約第9条に定める芸術監督（以下「芸術監督」という。）を選考するため、あいちトリエンナーレ芸術監督選考委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### (職務)

第2条 委員会は、あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）から選考条件の提示を受け、当該条件に適合する芸術監督を実行委員会に推薦する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員7名程度で組織する。

2 委員は、次の各項に掲げる者のうちから実行委員会会長が委嘱する。

- (1) 実行委員会委員
- (2) 学識経験者
- (3) その他実行委員会会長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による推薦を終了した日をもって満了する。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は実行委員会会長が招集する。

- 2 委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議の内容は、公開しない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月28日から施行する。